

第20回  
青森県景観形成審議会  
議事録

平成26年12月19日（金）

日 時：平成 26 年 12 月 19 日（金）13 時 30 分～

場 所：青森県庁 南棟 8 階 A 会議室

出席者：委員 蝦名 克律  
委員 河村 信治  
委員 木村 光徳  
委員 篠崎 幸恵  
委員 月舘 敏栄  
委員 成田 一憲  
委員 福士 讓  
委員 藤川 あきつ

以上 8 名出席

## 【事務局】

ただ今から、第 20 回青森県景観形成審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、青森県県土整備部都市計画課長の野呂よりあいさつ申し上げます。

## 【野呂都市計画課長】

本日はご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方には「青森県景観形成審議会」の委員就任を快くお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

今年の 6 月に委員が改選されてから、今日が初めての審議会となりますが、委員に就任していただいた熊谷ヒサ子様は病気のため、去る 11 月 25 日に逝去されました。

熊谷様には平成 12 年に委員に就任されて以来、14 年にわたり、本県の景観形成に多大なるご貢献を賜りました。

この場をお借りしてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、話は変わりますが、本県には豊かですぐれた自然、先人から受け継いだ歴史や文化遺産などすばらしい景観が数多くあり、これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。そのため、良好な景観の保全に努める一方、魅力ある景観の創造にも取り組んで参りたいと考えております。

そこで、青森県では「青森県屋外広告物条例の改正」について、平成 23 年度より委員の皆様からご意見をいただき、検討して参りました。

昨年度は、屋外広告物の許可区域の範囲拡大、野立広告物の後退距離基準の撤廃及び許可期間の更新手続きの策定等、良好な景観を保全しつつ、実態に即した条例等の改正を進めて参りました。

今年度から広告物の許可基準の細分化について検討しておりますが、今回の審議会においては、これまでの調査結果について事務局から報告し、その内容について、委員の皆様からのご意見、ご提言を賜りたいと考えております。

更に、審議会への諮問案件として、屋外広告物条例に規定されている許可区域に、外ヶ浜町の町道を追加することについて、ご討議いただきたいと考えております。

どうか、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶といたします。

## 【事務局】

課長の挨拶にもありましたとおり、改選されてからはじめての審議会となりますので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介、省略)

本日の出席状況につきましては、委員 12 名のうち、8 名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

今回は、委員の改選後、初めての審議会でございますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。

事務局といたしましては、前会長であります月舘委員、前副会長であります斎藤委員が再任されておりますので、引き続き、月舘委員に会長、斎藤委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

## 【委員】

異議なし。

**【事務局】**

ありがとうございます。

それでは、月館委員に会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。月館委員には、会長席へ移動をお願いいたします。

早々ではございますが、月館会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

**【月館会長】**

これまでに引き続いて会長を務めさせていただきます月館です。よろしくお願いいたします。会長になって、先程課長から説明がありました景観条例の見直しということが大きな課題とならずとやってきました。今日、参加していただけてますけれども、コンサルの方に精緻な基礎調査をやっていただいて、条例の改定案も大分固まってきております。今日は具体的な説明があると思います。今の任期の間に皆さんの協力を得て、景観条例の改定、基本的には二段階になるかとは思いますが、改定を進めていきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。次に、審議会の中に、大規模行為に関わる検討を行う機関である「大規模行為部会」を設けることとなっておりますが、「大規模行為部会」の委員につきましては、会長が指名することとなっております。それでは、指名をよろしくお願いいたします。

**【月館会長】**

「大規模行為部会」というのは、例えば、これまでの委員会ですと風力発電装置を設置するだとか、景観に大きい影響を与えるような大型な建造物を作ったりするときに、その課題について専門に検討する審議会の中のワーキンググループみたいなものです。

本日欠席していますが副会長の斎藤嘉次雄さん。樹木医で、景観についても長い経験のある方です。その方に大規模部会の会長としてやっていただきたいと思います。

さらに、お二人とも欠席ですが山谷さん、こちらは環境緑化とかどちらかというと植生を専門としている方ですがその方に継続していただきたいと思います。それから森田さん、こちらは十和田湖沿岸のまちづくりとか、環境整備を地域で関わっている方です。それから、もう一人今回新しく委員になっていただいた方からと思っておりましたが、まちづくりに長く関わってこられました河村さん、それから、県の景観行政が具体的に動き始めた平成8年前後からずっと委員として景観行政、まちづくりに関わってきた藤川さんのお二人にお願いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

**【委員】**

賛成いたします。

**【月館会長】**

それでは、これまでの課題があったとき、特に建造物に関わる課題が出てきたときは、会長の私が建築の専門なものですからお手伝いするという事でこれまでも運用してきましたので、まず、副会長の斎藤さんに部会長をやっていただきながら、森田さん、山谷さんそれから河村さん、藤川さんの合計五人で「大規模行為部会」を担当していただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。以上で組織会を終了します。それでは次に、議事に入りたいと思

ますが、その前に、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認、省略)

それでは、議事につきましては、議長にお願いすることとなっておりますので、月館会長よろしくお願ひいたします。

**【月館会長】**

最初に課長からも説明がありましたように、屋外広告物に関する規定の見直しについてがメインの検討課題です。その前に、議事録の署名委員2名を議長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。

篠崎委員と藤川委員にお願いしてよろしいでしょうか。

**【篠崎委員・森田委員】**

はい。わかりました。

**【月館会長】**

それでは今日の議事に入っていきたいと思ひます。「屋外広告物条例の規定による許可地域の指定」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

(「屋外広告物規制のあらまし」、「資料2」により「屋外広告物に関する規制」の説明 省略)

(「資料3」により「屋外広告物条例の規定による許可地域の指定」の説明 省略)

**【月館会長】**

どうもありがとうございました。初めて委員になった方についてはちょっと理解するのが難しかったかなと思ひます。3つの資料について説明していただきましたが、要は、町道に移管された地区を許可区域とするということが案件になるんですけども、3つの資料についてよくわからなかったこと等も含め、ご意見・ご質問等がありましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。

**【蝦名委員】**

許可地域の国道280号の写真があるんですけども、国定公園の方は禁止区域というのはわかるんですが、南北のどちらが禁止区域になっているのでしょうか。

**【事務局】**

北側が禁止区域ということになります。

**【月館会長】**

よろしいでしょうか。バイパスの開通に伴う国道から町道への移管があったことで出てきた課

題ですが、国定公園に隣接する部分については景観に配慮するという事で許可区域ということ  
です。他の委員の方々はいかがでしょうか。

**【河村委員】**

確認なんですけど、旧国道はどのような状況なのでしょうか。お願いします。

**【事務局】**

旧国道ということで県で管理しております、その際は許可道路としておりました。

**【河村委員】**

実質的に変わらないということですか。

**【事務局】**

そうです。町の管理となった時点で自動的に許可道路からは落ちてしまいますので、改めて町  
道野田石崎沢線として許可道路を指定していきたいと考えています。

**【月舘会長】**

6 ページ（「資料 3」）を見ていただければわかりますが、生活道路ですね。ですから、現実的には  
生活に関わる行為を優先する道路ですので、そういった意味では国道から町道への移管がありました  
けれども、生活に関わるものを優先でいいんじゃないかという提案と、景観の説明でした。

2 名の委員の方の質問と事務局からの説明がありましたが、基本的には事務局からの提案で、特に  
国定公園に隣接した部分の景観に問題を生じるようなことはないかと思っておりますので、提案どおりで  
よろしいかと思っておりますが、如何でしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【月舘会長】**

どうもありがとうございました。事務局で現地を含めて精査していただいておりますので、この提  
案どおりで許可地域の見直しを進めていただければと思います。

続きまして、今日の 2 つ目の案件になっております「屋外広告物の許可基準の細分化」につい  
て、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

（「資料 4」及び「資料 4-1」により「屋外広告物の許可基準の細分化」について説明 省略）

**【月舘会長】**

どうもありがとうございました。非常に丁寧な基礎研究をふまえた許可地域の細分化、見直  
しについての説明をしていただきました。資料 4 の 3 ページを改めて見ていただきたいと思いま  
す。平成 23 年からずっと屋外広告物条例の改正を検討して参りました。基本的には基本方針は  
まとまっていたのですが、条例改正するに当たって、県の条例担当の方と打ち合わせした結果、

二段階で進めていった方がいいんじゃないかということになりました。第一ステップにつきましては、調整を経て、条例改正を終えています。第一ステップについてはほぼ問題ないのではないかと考えております。継続の委員の方はそのあたりよくお分かりかとは思いますが、新任の委員の方で、今概略を説明した第一ステップにつきまして何かご意見がございましたらご発言をお願いします。

第一ステップについて特にご意見・ご質問等はよろしいでしょうか。

第二ステップは許可地域の細分化ということで、県内の3市青森市、弘前市、八戸市あるいは秋田県、岩手県と整合性を図っていながらも、実は非常に先進的な研究をしてもらっております。その成果が簡単に言いますと、広告物の規制・誘導・活用の観点から、市や県などがその特性に合わせた細分化をしていくという報告です。これが最後に説明していただいたことにつながっていて、これは東北地区ということだけではなく日本国内にても、実質的に成立すれば初めての考え方で形成される屋外広告物条例になると思います。今日は具体的な結論を出すための説明ではありませんので、率直にいいなと思ったこと、ちょっとまずいなと思ったことなど自由にご意見を出していただければと思います。今日出た意見を踏まえまして、事務局と検討して次回には意見案を提示できるかと思えます。如何でしょうか。

### 【篠崎委員】

資料を拝見して、ものすごい期待感が高まっています。と言いますのも、他都市で屋外広告物をどのように指定していくかといったときに、やはりどこかが一步先んじて進まない横並びでなかなかいい方向にいかないんですけども、いただいた資料の一番最後のページ（資料4-1）の道路の幅員に対して規制するという事なんですが、確かに、広い国道から狭い道に移ったときに、それでも同じ大きさの広告が掲げられていてものすごく違和感を感じていて、逆に大きすぎるのでわかりづらいというのもあると思うので、スケール感とわかりやすさみたいなものがこの資料を拝見して本当に勉強になりました。ありがとうございます。青森はやはり東北だけでなく全国的に先んじて、いい屋外広告物の事例として規制ではなくて、3つ（規制・誘導・活用）が最終的にわかりやすいということを含めて進まれることを期待して、また協力していければと思っております。ありがとうございます。

### 【月舘会長】

どうもありがとうございます。今篠崎委員からあったのは、最初の方の説明で距離感に関する分析がありましたけれども、単に機械的に大きい小さいじゃなくて設置する場所に応じて、適切でわかりやすい大きさという設定で最後のページ（資料4-1）を作っていただきました。

ですからこれが、距離感による問題と場所による問題です。規制・誘導・活用の3つの視点で作られてますので、なんとかこれを発展させて篠崎委員からありましたように、日本を先導するような内容に具体化していければなと思ってます。

他の委員の方々は、如何でしょうか。

### 【蝦名委員】

今回初めて参加させていただいたんですけども、非常にいい資料だと思いました。特に広告物の大きさだけではなく、ある程度広告内容も許可、審査していく方向性になると思うんですけども、実際運用するとすれば、ただ一点だけ申し上げたかったのは、例えば公共広告物の課題として、公共広告物が老朽化してそのまま使われているだとか、まずは公共広告物から改めていかなければなかなか許可する云々というのはちょっと現実的でないのではないかと思います。

### 【月舘会長】

そうですね、ガイドラインまで見ましたけれども、実際の運用に当たってはやはり公的な機関

の設置するサインというのは、広告許可地域の見直し等で条例が決まったら率先してその地方公共団体の条例に遵守した内容を積極的に進めていかなければと思っています。

#### 【成田委員】

ちょっと単純な質問をしたいのですが、280号線のかかしロードがあるでしょう。あれは広告物に入るのでしょうか。

#### 【事務局】

今の運用では広告物とはみなしていないと思います。いちおうモニュメントみたいなものとして捉えられるので広告物とは違う扱いになります。

#### 【河村委員】

初めて参加させていただきましたけれども、非常に今後の議論が楽しみです。非常にリアリティがあって、現実的なお話ができそうなモデルを提示していただけてどうもありがとうございます。とても参考になりました。

#### 【月舘会長】

事務局と日本サインデザイン協会の方含めて、これまでの青森県の景観行政、例えば紹介にもありましたけれどもふるさと眺望点だったりとか、それ以前は青森らしい景観といったものをピックアップしていったりとか蓄積されたデータを介して今回の調査結果を求められていますので、そういった点では青森県の景観行政の集大成みたいな内容になっているかと思います。木村委員は如何でしょうか。

#### 【木村委員】

私も今回から初めて参加させていただいたんですけども、実際に屋外広告物を生業にしている者としての意見を言わせていただきます。お客様は神様なんです。こちらで提案しても、もう少し大きくして欲しいだとか、隣の看板より大きくして欲しいと。でも、やはり、我々組合としては環境に配慮した美しいまちなみ景観というのを掲げているのでなんとかお客さんを納得させたいんですけども、やはりお金を出す側の意見を断ってしまうと、じゃあ他に頼むよと言われてしまうと我々は商売にならないわけです。ですので、ガイドラインのような指針ができると、「ガイドラインがあるのでこういう形にします」とお客さんを説得できるということは、我々としても仕事がやりやすくなると思うので、期待をもってこれから参加していきたいと思います。

#### 【月舘会長】

どうもありがとうございます。昨年度まで委員だった国分委員からも同様の意見がありました。さらに、条例の改定があったらできれば研修会とか、広告に関わる業界の方と協力してやって、ガイドラインとセットで普及を図ればという意見も昨年度いただいております。条例等を機械的に作るのではなくて、運用に当たってもこれまでの実績を活かせるような、さらには普及を図るためのガイドラインを有効に活用できるような体制を作っていく必要があるかと思います。成田委員は如何ですか。

#### 【成田委員】

今回改めて勉強させていただきました。青森県が全国の良い手本になればいいなと思います。また、先程の意見にもあったように、商売に結びつくようなものになればいいのではないかと思います。

います。

#### 【月舘会長】

今回の委員の方々は、非常に先進的な内容を検討しながら改定に向けたご意見を出していただくことになるかと思っておりますので、これからよろしく申し上げます。福士委員は如何でしょうか。

#### 【福士委員】

調査結果の内容など、すばらしいなという目で見えていました。こういった条例等が作られていけば、建築側からするとすごくうらやましいなあと思ってまして、建築にも建築基準法とか色々な法律があって、建物が建てられるわけですが、法律を改定したとしても、正直申し上げて、景観にそぐわないものも建てられる状態にあるわけで、そうした中で建物でできないところを屋外広告物でやっていけるとしたらすごく先進的だなと思います。今一通り見てちょっと思ったんですけど、おそらくかなりのケーススタディが必要になってくるのかなと思っていて、もしかするとガイドラインっていうものは、数値としての基準値というよりは地域・地区ごとに対してこういったことをやっていった方がいいんじゃないですかといった文章でのガイドラインになるのかなと思ったりしておりました。

#### 【月舘会長】

具体的に作らないと、となりますけれども、今日用意していただいた資料（資料 4-1）であれば、11 ページあたりですとかの状況を示しながらこんな方がいいんじゃないですかというくらいで、文章というか図を中心に数字は出てこないというスタイルになるかと思っております。サンプルを示しながら、数値的な制約については運用していくというのが基本になると思います。大事なのはやはり条例を改定するだけではなくて、それに伴う運用をどうしたらいいかということ、ガイドラインをセットで作るということになるかと思っております。藤川委員は如何でしょうか。景観についての活動は、もしかしたら一番長いかもしれませんので。

#### 【藤川委員】

まず、資料 4 を見させていただいて、ステップ 1、ステップ 2 と分けられていまして、非常に今までのことがわかりやすくなっているということと、これから平成 29 年度までの運用がきちんと明示されておりますのでそれについても、非常にわかりやすいなど、資料を読んで、大変苦労されたんだろうなと思いました。あとはそれから、4-1 の資料なんですけど、すばらしいなと思いました。ホップステップジャンプというような感じで規制・誘導・活用というのはすごくわかりやすいし、景観をちょっとかじった私にとっては広告物はいらないという意見で、それは今でもあるんですけど、そうも言っていられないだろうというのが最近わかってきたんですけど、それが規制・誘導・活用というようにしますと、規制一辺倒でなくてもこれはちょっと認めることができるなと感じました。これはすごくいいことではないかと思っております。これまでの私の意見が固かったのかもしれませんが、なかなかこれから青森県の景観形成に対してはおもしろいことになるのではないのかしらとわくわくしております。

#### 【月舘会長】

どうもありがとうございます。これまでの蓄積を評価していただけると、準備した事務局、あるいは具体的な調査、研究をしていただいている日本サインデザイン協会の方は今後、次のときにはもっといいものをだしていただけると思っております。蝦名委員は如何ですか。

### 【蝦名委員】

私は新聞広告を扱っているんですけども、確かに新聞広告のスペースがあるんですが、当然広告の中身の審査というのをやってまして、やはり広告内容というのはこうでなければならないとか、僕もそんなことをやっていますから。ただ今、今日のお話を聞くと場所とかスペースってことだったんですが、先程のロードサイドの矢印っていうことになると、ある程度広告内容の審査というか、許可になるとすれば、結構運用というのは難しいのかなと思います。

### 【月舘会長】

そのためにもガイドライン、ガイドブックを作り、さらに研修会等をセットでというのが昨年度国分委員などからも提案されていまして、そういう努力は今後重ねていくことになるかと思えます。おそらく一番広告物や景観法に詳しい篠崎委員は如何でしょうか。

### 【篠崎委員】

先程もちらっと申し上げたんですけども、実務的なことをしていく中で、景観の中でも色彩の方を考えてきましたときに、例えばT字路の信号機の後ろ側にべたべたと広告物が貼られていると信号機の視認がすごく悪くなっている事例が非常に多いんですね。埼玉県の記事等ですと、こういうところに対して交差点では何mバックしましょうみたいなものがあるんですが、T字路だと全然なかったりだとか、安全性だとか一番大切な交通標識であるとかの視認をまずは考えた上で広告物をうまく活かしていけばいいのではないかと思います。今回ものすごい期待感が高まってまして、青森県に学べみたいところで今後出てくることを楽しみに思っております。

### 【月舘会長】

どうもありがとうございました。交差点の交通信号と広告物との関係昨年度までも何回か議論をして、実はやりたいんだけど交通規制担当の部局との調整だとか色々課題があってということでストップはしていますが、これまでの会議で検討は重ねてきました。その中で今日、具体的に示せることまでいったのが先程の、看板の基本を統一したらというあたりです。篠崎委員からご指摘のあった点については、事務局を中心にまた検討を進めていただくことになるかと思えます。

### 【篠崎委員】

もう一つ、色彩のことで言いますと、色を、要するにC I カラーをなくして、栃木県的那須の街道あたりは全部焦げ茶ベースにして白文字みたいに統一している地域があるんですけども、これも一つの方法ではあるんですが、現場でやっぱり見たときに色が統一されすぎていることによって逆にわかりづらくなっているだとか、色をうまく活かしながらああいいう風に看板をデザインしていくというのは本当に重要だなと思いました。今回の資料は大変勉強になりましたし、すばらしいなと思いました。

### 【月舘委員】

どうもありがとうございます。よく赤を使ったファストフード店だとかがありますけれども、そういうファストフード店もパリに行けば茶色になるとか言われたりしていました。篠崎委員からあったのは、C I 的なイメージカラーがあるんだとしたらそれを守りながら彩度とか明度とかを調整しながらそのイメージを継承できる範囲で色彩調整するというようなことになっていくかと思えます。ちなみに、色とかデザインのばらつき具合というのはエントロフィーでいくと0.7くらい、要するに全く同じだとおもしろくないですね。適当にいい加減という、例えばよく言われる京都のまちなみも、デザイン一つ一つとると、同じではないですよ。みんな個性はあるけれど、大枠では似ているのでなんとなく同じに見えてしまう。ですから、この後のガイドラインを作る作業に入っていくわけですね。

ども、そういうあたりに今の意見を活かして行ければと思っております。

事務局から、各委員から出た意見を踏まえまして、まとめのようなことがありましたらお願いいたします。

**【事務局】**

委員の皆様方からいただいた意見を参考にしてこちらの方で作業を進めていきたいと思っております。また、来年度基準案の策定及びガイドラインの策定を進めて、途中経過について報告できたらと思っております。

**【月舘委員】**

以上で、本日予定した案件については終了しました。

どうもありがとうございました。

**【事務局】**

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、第 20 回 青森県景観形成審議会を閉会いたします。